

佐々町福祉医療費助成の制度拡大について

○子どもに係る福祉医療費助成制度の改正について

適用開始日：平成30年10月1日

・対象年齢の拡大

現行 15歳到達後の最初の3月31日まで

改正後 18歳到達後の最初の3月31日まで

・現物給付の対象年齢の拡大

現行 乳幼児（小学校就学の始期に達するまで）のみ

改正後 18歳到達後の最初の3月31日まで

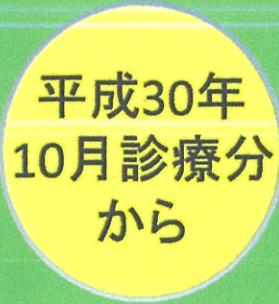
【現物給付方式導入にかかる変更点】

区分	改正前	改正後
現物給付 対象者	佐々町在住の乳幼児のみ (6歳到達後の最初の3月31日受診 分まで) ※生活保護受給者は対象外	佐々町在住の乳幼児及び 小・中学生・高校生等の児童・生徒 (18歳到達後の最初の3月31日受診分まで) ※高校に通学していない者も含む ※生活保護受給者は対象外 ※平成30年10月1日以降の診療分から適用
現物給付 の対象と なる医療 機関	乳幼児：長崎県内 小・中学生・高校生等：なし	乳幼児：長崎県内 小・中学生・高校生等： 協定締結医師会管内 ※対象地域については、今後拡大できるように各医 師会等と協議をさせていただきます。
保護者負担	1医療機関あたり、1日800円、 月上限1,600円 (調剤薬局は保護者負担なし)	1医療機関あたり、1日800円、 月上限1,600円 (調剤薬局は保護者負担なし) ※変更なし

【留意事項】

●現在の乳幼児福祉医療は長崎県内で現物給付での助成を実施しておりますが、今回の制度拡大（小・中学生・高校生等分）は、佐々町独自のものであるため、佐々町外在住の患者さんについては、現物給付とはなりません。

現物給付分については、受診時に必ず受給者証と住所の確認をお願いします。



佐々町福祉医療費助成の対象を 高校生等^(※)まで拡大します

※高校に通学していない方も含みます。(18歳到達後最初の3月31日受診分までとなります。)

①対象児童の拡大

平成30年9月診療分まで
0歳～中学生



平成30年10月診療分から
0歳～高校生等



・佐々町に住民票がある方が対象です。(生活保護受給中の方は除きます。)

②現物給付対象者の拡大

平成30年9月診療分まで
0歳～中学生



平成30年10月診療分から
0歳～高校生等



- ・小・中学生・高校生等の現物給付は、佐々・小値賀・松浦・平戸の4市町の医療機関等が対象となります。
- ・現物給付対象地域外で受診された場合、保険診療分の領収書と福祉医療費受給者証、印鑑を持って役場窓口で福祉医療費の申請をしていただくことで、助成を受けることができます。(償還払い)
- ※現物給付とは…医療機関の窓口に、健康保険証と佐々町発行の福祉医療費受給者証を提示していただくことで、会計時に下記の保護者負担額分のみのお支払いで受診できる制度です。

③福祉医療費の負担額

※健康診断や予防接種などの保険適用外の受診料は助成対象外です。

1 医療機関あたり	1ヶ月の受診日数	1日目	800円
		2日以上	上限 1,600円
院外処方の薬代	無 料		

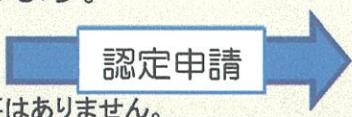
④認定申請に必要なもの

福祉医療の認定は佐々町役場住民福祉課の窓口で申請してください。

申請には以下のものが必要となります。

- 印鑑
- お子さまの保険証

※すでに認定を受けている方は、申請する必要はありません。



認定申請後、受給者証（紫色）
を発行し、お渡しします。

お問い合わせ先：佐々町役場 住民福祉課福祉班（☎0956-62-2101）

佐々町福祉医療費助成制度

**現物給付・償還払いの手引き
(医療・調剤機関等用)**

平成30年10月実施

佐々町 住民福祉課

平成30年6月21日作成

目 次

第1章 佐々町における福祉医療費助成制度について

1 制度の概要	P.1
2 他公費負担制度との優先関係	P.2
3 現物給付の条件	P.2
4 給付方法について（平成30年10月診療分から）	P.2

第2章 医療機関等における取扱いについて（現物給付方式）

1 受給資格証の確認	P.4
2 有効期限の確認	P.4
3 公費負担者番号（現物給付）	P.5
4 受給資格証について	P.6
5 高額療養費の取扱いについて（現物給付方式）	P.8
6 現物給付対象者判定フローチャート	P.9
7 受診時のチェックリスト	P.10

第3章 医療費助成の流れについて

1 医療費の請求先	P.11
2 請求の流れ【現物給付】	P.11
3 請求の流れ【償還払い】	P.12

第4章 レセプトの記載要領（現物給付）について

1 レセプト作成にあたっての留意点	P.13
2 レセプトの記載事例	P.13
事例1 通院（未就学児0～18歳年度末）受給資格証あり	P.13
事例2 福祉医療費の対象とならない医療があった場合	P.14
事例3 福祉医療費と他公費が同じ月にあった場合	P.15
事例4 入院・高額療養費に該当する場合【限度額認定証なし】	P.16
事例5 入院・高額療養費に該当する場合【限度額認定証あり】	P.17

第5章 現物給付の取扱いに関するQ & A

1 受給資格について	P.18
2 医療機関等窓口での取扱いについて	P.19
3 その他	P.20

※ 長崎県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」と表記します）

社会保険診療報酬支払基金長崎支部（以下「支払基金」と表記します）

第1章 佐々町における福祉医療費助成制度について

佐々町では平成30年10月1日の診療分から、従来の0歳から15歳到達年度末までの未就学児・小中学生に加え、高校生等（18歳到達年度末）までに拡大を行います。また、佐々町・佐世保市（一部の医療機関除く）・松浦市・平戸市・小値賀町の医療機関等を受診した就学児童・生徒（満6歳になった日以後の4月初日から満18歳になった日以後の最初の3月末日まで）を、現物給付の対象とし、福祉医療費助成制度の拡大を行います。現物給付の対象となる方は、医療機関での窓口負担額が1日800円、1か月上限1,600円となります。

1 制度の概要

1) 医療費の助成対象

共通：佐々町に住民登録があり、国民健康保険または社会保険に加入している方。

ただし、生活保護を受けている方は除きます。

①子ども医療費：18歳年度末までの子ども

②障がい者医療費：身体障害者手帳1～4級をお持ちの方、療育手帳最重度～中度（A1～B1）をお持ちの方、精神障害者手帳1級をお持ちの方（精神障害者の方については通院のみ）

③一人親家庭等医療費：配偶者のいない方で、20歳未満の子どもを監護している親とその子ども。または、18歳未満の父母のいない子ども（子どもが学生の場合、申請により20歳年度末まで）

2) 助成範囲

健康保険が適用された入院・通院医療費、調剤費

※次の場合は医療費助成対象外となりますので、必ずご確認をお願いします。

- 受給資格証の提示がない場合
- 佐々町に住所がない場合
- 健康保険が適用されない場合
- 学校や保育所での負傷や疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合
- 交通事故等第三者行為による診療の場合
- 生活保護法による医療費扶助を受けている場合

3) 所得制限

なし

4) 助成方法

- 償還払い方式（窓口にて自己負担の後、役場窓口にて申請）
- 現物給付方式（医療機関窓口で1日800円、1か月1,600円の自己負担、医師の処方による調剤費は自己負担なし）

2 他公費負担制度との優先関係

・福祉医療費助成制度よりも他の公費負担制度等が優先して適用されます。公費負担制度の自己負担分のみが福祉医療費の対象となります。

※公費負担制度の例

- ・「育成医療」、「養育医療」、「小児慢性特定疾病医療」など

3 現物給付の条件

1) 対象年齢・期間

佐々町内に住所を有する0歳から18歳年度末までのお子さん

(満18歳になった日以後の最初の3月末日まで。4月1日生まれは前月末日まで。)

2) 対象の医療機関等(現在調整中です。)

佐々町、佐世保市、松浦市、平戸市、小値賀町に住所を有する医療機関等

(佐世保市は一部の医療機関除く)

※それ以外の市町は償還払いでの対応となります。

3) 対象の医療費

入院・通院時の保険診療の自己負担相当額から、調剤費

※国民健康保険加入者の入院時等は、原則、限度額適用認定証の提示が必要です。

(詳細はP8 高額療養費の取扱いについて を参照。)

● 助成対象外となる費用の例

自費診療分、健康診断の費用、予防接種の費用、分娩費用、おむつ代、薬の容器代、

文書料、紹介なしの200床以上の病院の初診料、差額ベッド代、入院中の食費

独立行政法人日本スポーツ振興センターによる給付対象の場合

4 給付方法について(平成30年10月診療分から)

○ 現物給付方式となるもの

- ・福祉医療費助成対象の0歳から18歳到達年度末までのお子さんが佐々町、佐世保市、松浦市、平戸市、小値賀町の医療機関等に受給資格証(むらさき色)を提示(詳細はP7)して受診した場合

※ 次の場合は償還払いとなります。

受給者番号を確認し、従来の償還払い方式で対応してください。

- ・柔道整復(接骨院、鍼灸院での受診)の場合(乳幼児分は除く。)
- ・治療用装具に該当した場合
- ・国民健康保険加入者の入院時等に限度額適用認定証の提示がない場合
(詳細はP8 高額療養費の取扱いについて を参照。)

○現物給付と償還払い比較表

	現物給付	償還払い
概要	1日上限800円 月上限1,600円を窓口払い	窓口での支払い
受給資格証	むらさき色（単色）（詳細はP7）	グリーン色（単色）
対象者	福祉医療費助成対象のお子さん (0歳から18歳年度末まで)	左記以外の福祉医療費助成対象の方及び下記医療機関を利用の方
取扱い医療機関等	佐々町、佐世保市（一部対応できない医療機関があります）、松浦市、平戸市、小値賀町の病院・診療所・歯科・薬局・訪問看護ステーション	対象児童生徒（6歳年度末の翌日から18歳年度末日）のうち、左記以外の長崎県内の病院・診療所・薬局、接骨院や鍼灸院（柔整）・訪問看護ステーション
審査支払機関	国保連合会または支払基金 (併用レセプト)	一

第2章 医療機関等における取扱いについて(現物給付方式)

1 受給資格証の確認

- ・現物給付を行うには、佐々町が発行する現物給付用の受給資格者証（むらさき色）が必要になります。医療機関の窓口では、受診の都度、受給資格者証の提示を求め、有効期間等の内容を確認していただくようお願ひいたします。なお、受診者の住所に変更がないかのご確認も併せてお願ひいたします。

※佐々町における受給資格者証提示の周知

- ①佐々町において、資格認定申請時に受給資格者証提示の説明を行います。
- ②受給資格者証の裏面や制度説明チラシに毎回提示する旨の記載をします。

◎医療機関等において、1か月のうち「受給資格証」を「確認できた日」と「確認できなかった日」が混在する場合は、以下の取扱いも可能です。

《例》

- ① 10月20日受診 現物給付用受給資格者証提示あり
⇒現物給付扱い（1日上限800円、月上限1,600円）
- ②10月22日受診 現物給付用受給資格者証提示なし
⇒助成対象外（自己負担を徴収する）
- ③10月25日来院 前回受診（10月22日受診分）に対する現物給付用受給資格者証の提示あり
⇒医療機関等より受給資格者へ返金し、現物給付扱いとして可審査支払機関へのレセプト提出までの間であれば、現物給付用受給資格者証の後日確認を可とします。ただし、必ず「受給資格者証表示の住所に変更がない（佐々町外へ転出していない）」旨の確認をしてください。

2 有効期限の確認

- ・受給資格者証には有効期限が記載されていますので、期限内の受診であるか確認をしてください。

3 公費負担者番号(現物給付)

- 公費負担者番号は、8桁の算用数字から構成されています。

【佐々町の福祉医療費の公費負担者番号】

①子ども医療費	法別		都道府県		実施機関			検証
	8	0	4	2	0	9	9	
								5

- 現物給付の受給者番号は（7桁）になります。

4 受給資格証について

佐々町においては、現物給付対象の受給資格者には、現物給付用の受給資格者証（むらさき色）を交付します。

また償還払い対象の受給資格者には、受給資格者証（グリーン色）を交付します。

① 【現物給付用】福祉医療費受給者証見本

0歳～18歳年度末
までの方

福祉医療費受給者証(現物給付用)

福祉医療費受給者証

現物		福祉医療費受給者証							
公費負担者番号		8	0	4	2	0	9	9	5
受給者記号・番号	6-	1234567							
支給対象者	氏名	佐々 太郎					男		
	生年月日	平成30年4月1日							
	住所	長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2							
受給者氏名	佐々 次郎						男		
保険	加入保険の名称	佐々町国民健康保険							
	被保険者証の記号 番号	さざ 12345							
被保険者 の氏名	佐々 次郎	支給対象者との続柄					父		
有効期間	平成30年 6月 4日 から 平成36年 3月31日 まで								
自己負担額	月1日につき上限 800円 月2日以上上限 1600円								
平成30年6月4日									
佐々町長									
長 佐 之々 印 町									

(むらさき色)

② 【償還払い用】福祉医療費受給者証見本

現物給付対象者
以外の方

福祉医療費受給者証(償還払い用)

福祉医療費受給者証

償還 福祉医療費受給者証

公費負担者番号	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
受給者記号・番号	6-1234567
支給対象者	氏名 佐々 桜子 女 生年月日 平成22年4月1日 住所 長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2
受給者氏名	佐々 次郎 男
加入保険の名称	佐々町国民健康保険
被保険者証の記号	さざ 12345
被保険者	佐々 次郎 支給対象者との続柄 父
有効期間	平成30年 6月 4日 から 平成37年 3月31日 まで
自己負担額	月1日につき上限 800円 月2日以上上限 1600円

平成30年6月4日

佐々町長



(グリーン色)

5 高額療養費の取扱いについて(現物給付方式)

高額療養費に該当する場合、国民健康保険では「①ア（標準報酬月額（※1）83万円以上の方）、②イ（※1が53万円～79万円の方）、③ウ（※1が28万円～50万円の方）、④エ（※1が26万円以下の方）、⑤オ（被保険者が市区町村民税の非課税者等）」の5段階の所得区分で算定することが定められています。

国民健康保険で、入院や外来時に高額該当となる方は、限度額適用認定証の提示が必要ですので、ご留意ください。

被用者保険では一律「③ウ」の所得区分となります。

○ 被用者保険の場合

(限度額適用認定証を提示した場合を含む)

被用者保険に加入する受診者の高額療養費は、レセプトの特記事項に記載された適用区分にかかわらず、一律「③ウ」の所得区分で算定をします。

◎限度額適用認定証が提示された場合は、証に記載されている適用区分を必ずレセプトの特記事項に記載してください。

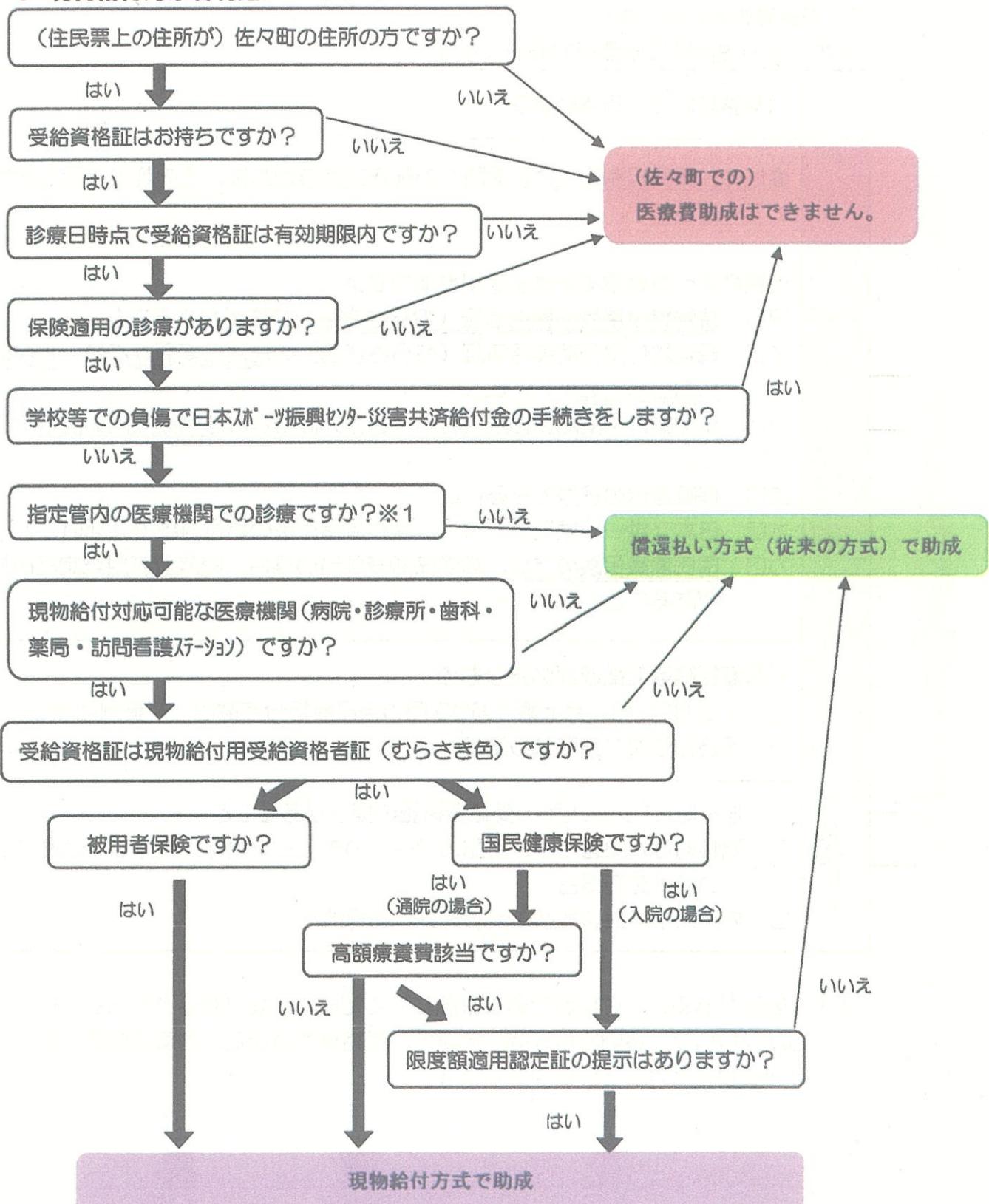
○ 国民健康保険の場合

国民健康保険に加入する受診者については、高額療養費が生じた場合に限度額適用認定証の提示がなければ現物給付ができません。このため、高額療養費の発生が予想される場合は、予め限度額適用認定証の申請を行うよう保護者に案内し、福祉医療費受給者証の提示と併せて、必ず限度額適用認定証の提示を受けてください。

高額療養費は所得区分に応じて算定します。

◎限度額適用認定証が提示された場合は、証に記載されている適用区分を必ずレセプトの特記事項に記載してください。

6 現物給付対象者判定フローチャート



※1 指定管内とは、佐々町・佐世保市（一部の医療機関を除く）・松浦市・平戸市・小値賀町の圏域を指します

7 受診時のチェックリスト

次のとおり受診時に確認をお願いします。

	《受診時における確認事項》
現物給付	<p>●他の公費負担制度（P.2参照）の証をお持ちの方は、その証の提示も必ず求めさせてください</p> <p>＜次のア～カの全てチェックが必要です＞</p> <p>ア□ 現物給付用受給資格者証（むらさき色）の提示があること イ□ 現物給付用受給資格者証（むらさき色）の<u>住所に変更がない（佐々町外へ転出してない）</u>こと（※1） ウ□ 現物給付用受給資格証（むらさき色）に表示の<u>有効期限内の受診</u>であること エ□ 保険適用の診療であること オ□ 日本スポーツ振興センター災害共済給付金の給付対象ではないこと カ□ 国民健康保険の方は、高額療養費該当の場合、限度額適用認定証の提示があること</p>
	<p>＜医療機関等で徴収が必要なもの＞</p> <p><input type="checkbox"/> 1日800円、月上限1,600円の自己負担分を徴収 ※調剤はなし <input type="checkbox"/> 保険外診療の実費分の徴収</p>
償還払い	<p><input type="checkbox"/> 佐々町(グリーン色)の受給資格証の提示があること <input type="checkbox"/> 現物給付対象者だが、上記のア～カのチェック項目で該当しないものが一つでもある場合 <input type="checkbox"/> 佐世保市休日診療所で受診をされる場合</p>

※1 受診があるごとに口頭で必ず確認してください。佐々町外へ転出したにもかかわらず、現物給付を受けた場合、受給資格者または医療機関等は町へ助成金を返金する必要が生じます。

第3章 医療費助成の流れについて

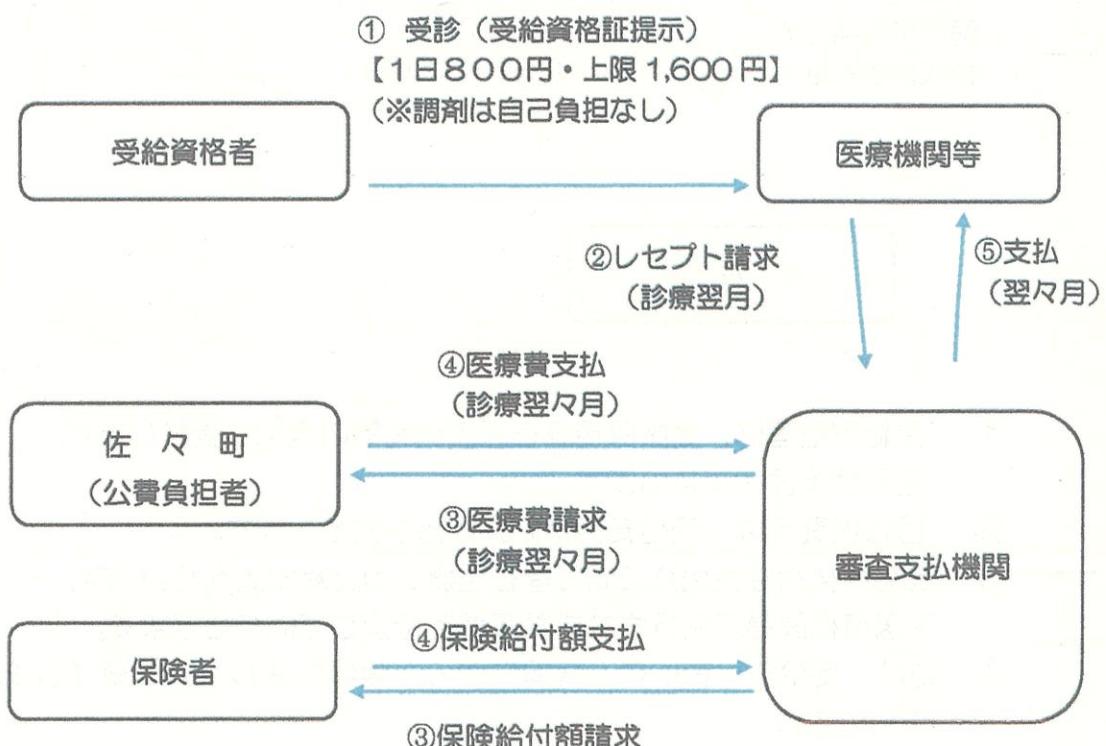
1 医療費の請求先

福祉医療費の「現物給付分」については、審査支払機関（加入する保険が被用者保険の場合は支払基金、国民健康保険の場合は国保連合会）に請求してください。

「償還払い分」については、従来どおり、領収書を受給資格者に発行してください。

2 請求の流れ【現物給付】

【レセプト方式】 0歳から18歳年度末まで

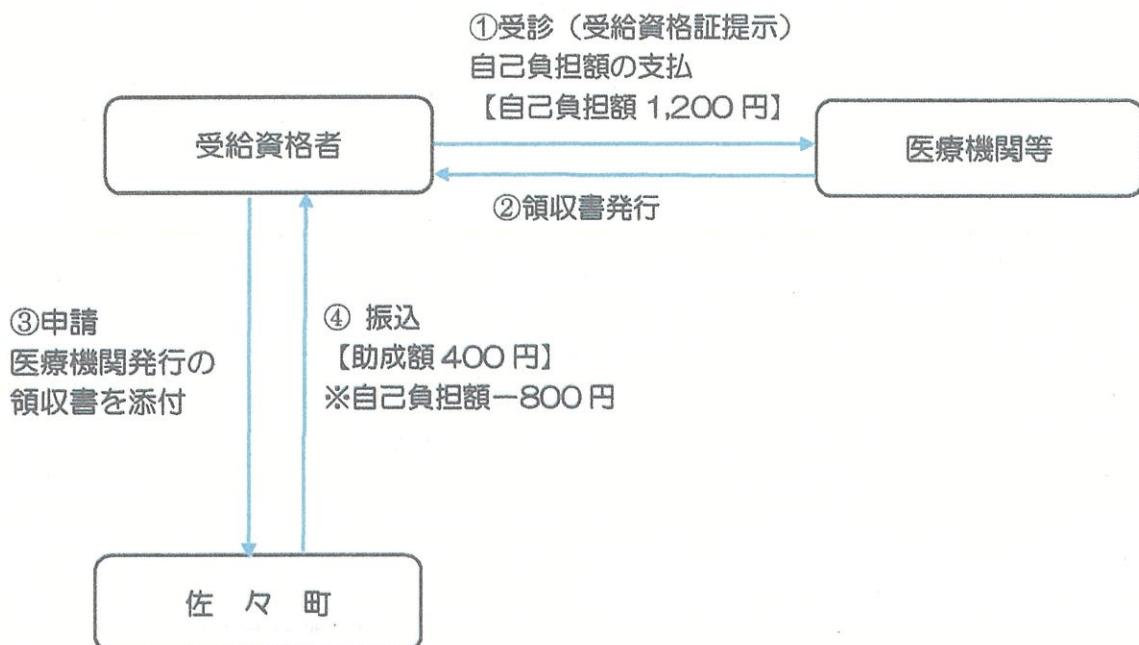


- ① 受診者は、現物給付用受給資格者証(むらさき色)と健康保険証を医療機関等に提示し受診します。
- ② 医療機関等は、併用レセプトで医療機関の保険給付額と福祉医療費の公費請求とを併せて審査支払機関に行います。
- ③ 審査支払機関では、併用レセプトの内容を審査の上、福祉医療費の公費を町に、保険給付額を保険者に請求します。
- ④ 審査支払機関からの請求を受けて、町は福祉医療費の公費を、保険者は保険給付額を支払います。
- ⑤ 審査支払機関は、町と保険者からの支払を受けて医療機関に福祉医療費の公費と保険給付額を支払います。

3 請求の流れ【償還払い】

【償還払い方式】

●診療点数 400 点、総医療費 4,000 円、自己負担額（3割）1,200 円 の場合



- ① 受給資格者は、健康保険証を医療機関等に提示し受診します。
自己負担額を支払います。
- ② 医療機関等は、受給資格者に領収書を発行します。
- ③ 受給資格者は役場窓口にて福祉医療費の支給申請を行います。
※医療機関等で発行された領収書を持参していただきます。
- ④ 町は、受給資格者に自己負担額から上限額を差し引いた額（助成額）を振り込みます。

※領収証明書をもとに、高額療養費や附加給付等を除いた保険診療の自己負担相当額を算出し、受給資格者へ支払います。

第4章 レセプトの記載要領(現物給付)について

1 レセプト作成にあたっての留意点

- 1) 医療保険と福祉医療費の公費の併用レセプトで請求します。
- 2) 福祉医療費の公費は、他の公費負担制度を優先します。他の公費負担制度を適用する場合、自己負担分のみが福祉医療費の対象となります。
- 3) 限度額適用認定証が提示された場合は認定証に記載されている適用区分を必ず特記事項に記載します。

2 レセプトの記載事例

事例 1 通院（0歳～18歳年度末）受給資格者証あり

公費①	80420995	保険者番号	oooooooo
公費②		診療実日数	1日 ① 1日 ② 日
保 療 養 の 給 付	請求点 300	決 定 点	自己負担金額 円 800
公 ①	300	点	円
公 ②	点	点	円

※ 歯科および調剤の
レセプト様式は左記と
異なりますが、考え方
は同じです。

療養の給付の請求額

- ・医療保険 300点×10円×7割=2,100円
- ・自己負担金額 800円
- ・福祉医療費 300点×10円×3割=800円=100円

事例 2 福祉医療費の対象とならない医療があった場合

受給資格者証の提示がないなど、現物給付の対象とならない場合

注) 1月で2日受診し、その内1日は受給資格者証の提示がない

公費①	80420995	保険者番号	○○○○○○○○
公費②			
療 養 の 給 付	保 2 日	診 療 実 日 数	① 1 日 ② 日
保 800	請求点	決 定 点	自己負担金額 円
公 ① 400	点	点	円 800
公 ②	点	点	円

療養の給付の請求額

- ・医療保険 $800\text{点} \times 10\text{円} \times 7\text{割} = 5,600\text{円}$
- ・福祉医療費 $400\text{点} \times 10\text{円} \times 3\text{割} = 1,200\text{円}$
- ・自己負担額 $(800\text{点} - 400\text{点}) \times 10\text{円} \times 3\text{割} = 1,200\text{円}$
(資格証提示なし)

- ※ 受診者が窓口で支払う額は、自己負担額の800円+1,200円になります。
 自己負担額の1,200円については、償還払いとなりますので、
 医療機関等において、領収書を受給者へ発行していただくよう
 お願いします。
 (その後、受給者が役場窓口にて申請を行い福祉医療の助成を行います。)

事例 3 福祉医療費と他公費が同じ月(月の内で異なる日)にあった場合

他公費である小児慢性特定疾病医療費助成の対象となる医療があり、福祉医療費の公費対象となる場合
(月の内で公費①と公費②がある場合の記入例)

公費①	○○(小慢)	保険者番号	○○○○○○○○
公費②	80420995	診療実日数	保 3 日 ① 3 日 ② 3 日
保 療 公 給 付	請求点 4,800 点 4,800 点 4,800	決 定 点	自己負担金額 円 5,000 円 1,600

療養の給付の請求額

- ・ 医療保険 $4,800 \text{点} \times 10 \text{円} \times 7\text{割} = 33,600 \text{円}$
- ・ 小児慢性医療自己負担額 $5,000 \text{円}$ (受給者証に示された上限金額)
- ・ 小児慢性医療公費負担分 $4,800 \text{点} \times 10 \text{円} \times 3\text{割} - 5,000 \text{円} = 9,400 \text{円}$
- ・ 自己負担額 $1,600 \text{円}$
(小児慢性医療自己負担額から福祉医療を適用)
- ・ 福祉医療費 $5,000 \text{円} - 1,600 \text{円} = 3,400 \text{円}$

※ 受診者が窓口で支払う額は、小児慢性医療自己負担額 5,000円のうち、
福祉医療自己負担分の1,600円となります。

**事例 4 入院・高額療養費に該当する場合
【限度額認定証なし】**

公費①	80420995	保険者番号	○○○○○○○○
公費②			
特記欄		診療実日数	保 10 日
		①	日
		②	日
保 療 養 の 給 付	請求点 50,000 公 ① 公 ②	決 定 点 点 50,000 点	自己負担金額円 円 1,600 円

療養の給付の請求額

(被用者保険)

- ・医療保険 $50,000 \text{点} \times 10 \text{円} \times 7\text{割} = 350,000 \text{円}$
- ・自己負担額 $1,600 \text{円}$ (月2日以上のため上限1,600円)
- ・福祉医療費等公費 $50,000 \text{点} \times 10 \text{円} \times 3\text{割} = 150,000 \text{円}$
 ↓ 高額療養費「③ウ」区分適用
 $82,430 \text{円} - 1,600 \text{円} = 80,830 \text{円}$
- ・医療保険の高額療養費 $150,000 \text{円} - 82,430 \text{円} = 67,570 \text{円}$

(国保)

※ 国民健康保険は限度額適用認定証が必要です。事例5の対応をお願いします。

事例 5 入院・高額療養費に該当する場合 【限度額認定証あり】

この事例では、限度額適用認定証の提示（「適用区分⑤才」）を受け、「適用区分⑤才」の所得区分で高額療養費を算定します。

公費①	80420995	保険者番号	○○○○○○○○
公費②		診療実日数	10 日
特記事項		保	10 日
30区才		①	日
②		日	
保 療 養 の 給 付	請求点 50,000 公 ①	決定点 点 50,000	自己負担金額円 円 1,600
公 ②	点	点	円

特記事項欄に、限度額適用認定証に記載されている適用区分を必ず記載してください。

特記事項欄に限度額適用認定証に記載されている適用区分を必ず記載します。この事例の場合、特記事項に（「30区才：低所得」）と記載します。
(特記事項と負担額が一致しない場合は審査支払機関からレセプトが返戻となります)

(国保)

療養の給付の請求額 【特記事項と負担金額の記載が一致する場合】

- 医療保険 $50,000 \text{点} \times 10 \text{円} \times 7\% = 350,000 \text{円}$
- 自己負担額 1,600円
- 福祉医療費等公費 $50,000 \text{点} \times 10 \text{円} \times 3\% = 150,000 \text{円}$
 ↓ 高額療養費「(才)：低所得者」区分適用
 $35,400 \text{円} - 1,600 = 33,800 \text{円}$
- 医療保険の高額療養費 $150,000 \text{円} - 35,400 \text{円} = 114,600 \text{円}$

(被用者保険)

被用者保険の場合は、適用区分にかかわらず一律「③ウ」の所得区分での計算となりますのでご注意願います。

第5章 現物給付の取扱いに関するQ & A

1 受給資格について

Q 1. 現物給付対象年齢の受給資格者が、受診時に佐々町の受給資格証を提示しなかった場合は、どう対応すればいいですか。（出生や転入など、子ども医療費の手続きがまだの方も含む）

A 1. 受給資格証の提示がなかった場合は、現物給付方式による医療費助成は受けられません。後日、医療機関で発行された領収書を持って役場住民福祉課窓口で申請をしていただく必要があります。（償還払い方式）

なお、受給資格証の確認が国保連合会・支払基金へレセプト請求するまでの間にできれば、受給資格証表示の資格取得日と住所に変更がないか（佐々町外へ転出していないか）の口頭確認をした上で、現物給付扱いをしていただいても構いません。

（詳しくはP 4「第2章 1 受給資格証の確認」をご参照ください。）

Q 2. 受給資格証の確認は、受診の都度、行わなければなりませんか。

A 2. 受給資格の確認は重要ですので必ず確認してください。佐々町外へ転出するなど、表示の有効期限内であっても、常時、資格喪失の可能性があります。資格を喪失した場合、町は受給資格証の回収に努めますが、医療機関等におかれましても受給資格証表示の住所に変更がないか（佐々町外へ転出していないか）の口頭確認は必ずお願いします。

Q 3. 月途中で佐々町外へ転出した場合はどうなるのですか。

A 3. 佐々町外へ転出した場合は、資格を喪失することになるため、転出後の受診は助成の対象外となります。誤って佐々町の受給資格証を提示し、現物給付扱いとした場合は、助成金に過払いが発生しますので、受給者または医療機関等からご返金をいただく必要が生じます。そのため、医療機関等での受給資格者証表示の住所に変更がないか（佐々町外へ転出していないか）の口頭確認は重要ですので、ご協力をよろしくお願いします。

Q 4. 福祉医療費の受給資格が喪失する要件にはどのようなものがありますか。

A 4. 資格が喪失する要件としては、子ども医療費については年齢到達、障がい者医療費については障害等級の変更等、一人親家庭等医療費については結婚等、共通事項として①死亡、②佐々町外への転出、③生活保護の受給開始、④保険資格喪失(無保険)、などがあります。

なお、資格が喪失する日は、各事由の事実が発生した日(町外転出であれば転出日の翌日)となります。

2 医療機関等窓口での取扱いについて

Q 5. 他の公費負担制度（小児慢性特定疾病医療、育成医療等）の証を持っている場合はどうすればいいですか。

A 5. 受給資格証と一緒に、他の公費負担制度の証の提示を必ず求めてください。福祉医療費助成制度よりも、他の公費負担制度が優先して適用されます。

なお、他の公費負担制度での自己負担相当額は福祉医療費の助成対象となります。

Q 6. 現物給付方式の場合で、窓口徴収しなければならない費用はありますか？

A 6. 1日上限800円、月上限1,600円窓口負担分を徴収していただきます。

また、健康診断の費用、予防接種の費用、入院中の食事療養費や、紹介なしの200床以上の病院の初診料等、保険給付の対象とならない医療費があります。

Q 7. 入院したときや、通院の高額該当時に、国民健康保険加入の場合、限度額適用認定証の提示がないと現物給付とならないのはなぜですか。

A 7. 現物給付方式で高額療養費に該当する場合、被用者保険では一律「③ウ」の所得区分で、国民健康保険では「①ア、②イ、③ウ、④エ、⑤オ」の所得区分で算定することが定められています。このため、国民健康保険で、入院などで高額となる場合、限度額適用認定証の提示がないと現物給付はできません。提示がない場合は、現物給付ではなく、従来どおり償還払い対応いただくようお願いします。

Q 8. 現物給付の対象市町“内”の医療機関発行の処方箋により、現物給付の対象市町“外”的調剤薬局で薬剤を受けた場合、薬剤の費用は現物給付の対象となりますか。

A 8. 現物給付の対象市町“外”の調剤薬局のため、薬剤の費用は現物給付の対象となりません。償還払いの対象となります。

Q 9. 現物給付の対象市町“外”的医療機関発行の処方箋により、現物給付の対象市町“内”的調剤薬局で薬剤を受けた場合、薬剤の費用は現物給付の対象となりますか。

A 9. 現物給付の対象市町“内”の調剤薬局のため、薬剤の費用は現物給付の対象となります。

3 その他

Q 10. 他の公費負担制度を申請中の場合は、どうすればいいですか。

A 10. 他の公費負担制度を申請中の場合は、償還払いとなります。受給者に領収書を発行していただき、役場住民福祉課窓口まで申請していただくようになります。

Q 11. 福祉医療費（現物給付）の請求はどこに、どのように行うのですか。

A 11. 福祉医療費の請求は、加入している保険が国民健康保険の場合は、長崎県国民健康保険団体連合会へ、被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金長崎支部へ、医療保険と公費（福祉医療費）の併用レセプトにより行っていただきます。

Q 12. 受給資格がなかった場合などは、レセプトが返戻されるのですか。

A 12. 「受給資格証を確認しなかった（受給資格がない）」や「受給資格証の有効期間を経過していた」など、明らかに医療機関側の確認ミス等が原因による過誤については、レセプトを返戻する場合がありますのでご注意願います。

Q 13. 子どもの加入する保険者の所在地は、佐々町外でも問題ありませんか。

A 13. 保険者の所在地は関係ありません。

問い合わせ先

佐々町 住民福祉課 福祉班

TEL. 0956-62-2101 FAX. 0956-62-3178

E-mail:fukushi@saza.nagasaki.jp

〒857-0392 佐々町本田原免 168-2